

## 別表十二(九)

7欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

## ① 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
----------------------	---	---	-----	-----

保 险 等 の 種 類	1						合 計
異常危険準備金繰越額の計算	期首異常危険準備金の金額	2	円	円	円	円	円
当期益金算入額	異常災害損失等の補てん額	3					
	同上以外の場合による益金算入額	4					
	計 (3)+(4)	5					
	10年洗替前の期首異常危険準備金繰越額 (2)-(5)	6					
当期積立額	当期積立額	7					
当期積立限度額	正味収入保険料等	8					
	積立率	9	( )	( )	( )	( )	
	積立限度額 (8)×(9)	10	円	円	円	円	
	差引積立限度超過額 (7)-(10)	11					円
7欄	先替前の異常準備金の金額	12					

保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「第57条の5第1項」又は「第12項」※

②区分番号に、「00198」

③適用額欄に、当該別表十二(九)7欄の金額(同欄の金額が10欄の金額を超える場合には、10欄の金額(円単位))

を記載してください

※ 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第57条の5条第12項」、それ以外は「第57条の5第1項」

原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、

「第57条の6第1項」又は「第8項」※

②区分番号に、「00199」

③適用額欄に、当該別表十二(九)7欄の金額(同欄の金額が10欄の金額を超える場合には、10欄の金額(円単位))

を記載してください

※ 企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第57条の6第8項」、それ以外は「第57条の6第1項」

後 10 年 を 経 過 し た	100						
	((12)-(24))の金額	25					
	(13)と(25)のうち少ない金額	26					円
	限度超過額合計 (11)+(26)	27					
	期末異常危険準備金の金額 (6)+(7)-(27)	28					
貸 借 対 照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 細	貸借対照表に計上されている異常危険準備金	29					
	差引 (29)-(28)	30					
当 期 分	貸借対照表の取崩不足額 ((5)+(26))-((7)-(29)-前期の(29)))	31					
前 期 分 以	当期に生じた差額の合計額 (11)+(31)	32					
	前期末における差額 (前期の(30))	33					

別表十二(九)  
平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分